

## 台湾 繊維製品検査規定の改訂について

台湾の繊維製品の検査規定が改訂されました。2020年12月1日より施行となります。  
検査の基準となる国家標準が改訂され、今回、それらの内容が検査規定に反映されることになりました。

### 改訂された国家基準

- CNS 15290「繊維製品安全規範(一般要求)」→詳細はトピックno.185,204参照
- CNS 15291「子供服安全規範—子供服のひもと引きひも」

### 検査規定の主な改訂点

検査基準となる国家標準	改訂点	改訂前	改訂後
CNS 15290	着用対象年齢にかかわらず、NPEO、NPの規制が適用されることに	12歳以下の児童用繊維製品のNPEO及びNPの含有量がそれぞれ1000mg/kgを超えないこと	繊維製品のNPEO及びNPの総含有量が1000mg/kgを超えないこと
	PFOSの規制が追加に	—	繊維製品またはコーティング材料中のPFOS濃度が1 $\mu$ g/m <sup>2</sup> 以下であること
CNS 15291	子供服の安全性項目の適用が着用対象年齢12歳以下から14歳以下に。 このほか、ひもに関する規定(ホルターネック、開口部のひも、タブ、そでのひもなど)にも変更あり。	適用範囲：12歳以下	適用範囲：14歳以下

改訂後の検査項目と基準値

項目		基準値
①遊離ホルムアルデヒド*	乳幼児用繊維製品・服飾雑貨	20mg/kg 以下
	直接肌に触れる製品	75mg/kg 以下
	直接肌に触れない製品	300mg/kg 以下
②可分解発癌性芳香族アミン染料		30mg/kg 以下
③カドミウム		カドミウムを含む <b>付属品</b> を使用してはならない。
鉛	<b>12歳以下</b> の児童用繊維製品	鉛含有量が、製品表面の塗料中に含まれる非揮発性成分の重量の <b>90mg/kg</b> 以下であること。
④有機錫 トリブチル錫 (TBT) 及び トリフェニル錫 (TPT)	乳幼児用繊維製品・服飾雑貨	TBT、TPT の含有量がそれぞれ <b>0.5mg/kg</b> 以下であること。
	上記以外の繊維製品	TBT、TPT の含有量がそれぞれ <b>1.0mg/kg</b> 以下であること。
⑤ノニルフェノール(NP)、ノニルフェノールエチルシレート(NPEO)		NP、NPEO の総含有量が <b>1000mg/kg</b> 以下であること。
⑥ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)		繊維製品またはコーティング材料中の濃度が <b>1µg/m<sup>2</sup></b> 以下であること。
繊維組成と混用率		重量パーセントの許容誤差が <b>±3%以内</b> であること。
表示		「服飾標示基準」、「織品標示基準」、「商品検査法」
子供服の安全性		紐、引き紐のある子供服は <b>CNS 15291</b> に適合すること。

①～⑥の項目より1項目以上検査

海外リサーチ&アドバイザー室では情報アドバイザーサービスを提供させていただきます。

詳細はこちら

台湾試験センターでは上記試験を承っております。ご用命の際は下記までお問合せください。(日本語・英語・中国語の報告書発行可)

上記の内容についてご不明な点等ございましたら、こちらまでお問い合わせください。

国内

東京 海外リサーチ&アドバイザー室  
(担当:祖父江) TEL:03-6863-3033 / FAX:03-5669-1387  
大阪 海外リサーチ&アドバイザー室  
(担当:張・奥) TEL:06-6577-0200 / FAX:06-6577-0210

海外

台湾試験センター TEL:(886)2-2299-3279(内線)5222, 5221  
(担当:山本・風戸) FAX:(886)2-2299-9630